整備技術利用等役務請負契約に関する特約条項

甲及び乙は、整備技術利用等役務請負契約に関し、次の特約条項を定める。 (役務通知書)

- **第 1 条** 甲は、仕様書等の定めるところにより、乙に対して整備技術利用等(以下「役務」という。)を通知する場合は、別紙様式第1の役務通知書をもって行うものとする。 (細部役務通知書)
- **第2条** 監督官は、仕様書等の定めるところにより、乙に対して役務を通知する場合は、 別紙様式第3の細部役務通知書をもって行なうものとする。

(駐在技術員(臨時技術員)届)

- 第3条 乙は、速やかに、当該駐在技術員又は臨時技術員が十分な知識、技能及び経験を有することを証する駐在技術員(臨時技術員)届(別紙様式第2)2部を提出し、甲の確認を受け、駐在技術員又は臨時技術員に携行させるものとする。
- **2** 甲は、甲の都合により乙の提供した駐在技術員又は臨時技術員の変更を乙に要求することができる。

(部隊等への通知)

第 4 条 乙は、この契約に定めるところにより部隊等で役務を実施する場合は、速やかに 履行先の部隊等と役務を履行するための細部について調整するとともに、駐在技術員又は 臨時技術員の氏名、到着日時、その他必要事項を通知するものとする。

(就業時間)

第 5 条 乙が役務を履行する就業時間は、監督官が特に通知する場合を除き、原則として 部隊等の日課に合わせて作業を行うものとする。

(駐在技術員又は臨時技術員の交代)

- 第6条 乙は、駐在技術員又は臨時技術員を交代させようとする場合は、監督官を通じ、 甲に申し出るものとする。なお、第3条第2項の場合は、この限りでない。 (駐在技術員又は臨時技術員の一時帰社等)
- **第7条** 甲は、駐在技術員又は臨時技術員の一時帰社等の必要を認めた場合は、監督官が 交付する細部役務通知書をもって示す。

(役務時間の確認)

第8条 乙は、役務を履行したときは、当該役務時間について、別紙様式第3又は第4により、監督官の確認を受けなければならない。ただし、原則として確定契約及び甲が特に通知した場合は、この限りでない。

(給付完了の証)

第9条 乙は、役務の給付が完了したときは、給付完了の証として検査調書の交付が受けられる。

(発生費用の報告)

第 10 条 乙は、通知書に基づく役務が完了した場合は、当該役務に要した費用を集計し、 別紙様式第 5 により報告しなければならない。ただし、確定契約及び甲が特に通知した場 合は、この限りでない。